

データベース利用契約書(案)

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学 理事長 大谷 泰夫（以下「発注者」という。）と〇〇株式会社 代表取締役 〇〇 〇〇（以下「受注者」という。）との間に、次のとおり契約を締結する。

(契約の内容)

第1条 この契約の内容は次のとおりとする。

- 契約の目的 神奈川県立保健福祉大学附属図書館令和7年度データベースの利用
- 業務の内容 別紙仕様書のとおり
- 契約期間 別紙仕様書のとおり
- 契約金額 金〇〇〇〇〇〇〇〇円
課税事業者（取引に係る消費税及び地方消費税額 金〇〇〇〇円）
「取引に係る消費税及び地方消費税額」は、消費税法(昭和63年法律第108号)第28条第1項及び第29条第1号並びに地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の82及び第72条の83の規定により算定したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。
- 契約保証金 免除する。

(代理店の業務)

第2条 受注者はデータベースの取扱代理店として以下の業務を行う。

- 第1条第3号記載の期間、発注者の指定する場所で発注者の所有するネットワーク及び電子計算機を介してサービスを利用できるよう、アクセス権を付与するオーダー処理を行う。
- データベースの提供に関して、データベース提供元から発信される通知に注意し、発注者へ遅延なくアクセス権が付与されるよう留意する。
- データベースに接続できなかった場合には、はじめに発注者が自ら所有するネットワーク及び電子計算機の障害に起因するものか否かの調査を行う事を前提に、その結果もしくは受注者の調査の結果、提供元のサービスが停止していることが判明した場合には、停止の原因を提供元に確認の上、状況報告を行うとともに復旧に努める。

(代金の支払方法)

第3条 支払は一括前払とし、発注者は、2025年4月以降に受注者から適法な請求書を受領した場合は、30日以内に代金を支払う。

(履行遅滞)

第4条 受注者は、契約期間の始期までにデータベースを提供することができないときは、発注者が災害その他やむを得ない理由があると認めた時を除き、遅滞日数1日につき当該業務に係る契約金額に民法の法定利率の割合で計算した額の違約金を発注者に支払わなければならない。算定期間は第1条第3号に規定する契約期間開始日から受注者がデータベースの提供を完了し

た日までとする。ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が100円未満であるときは違約金を徴収しない。

- 2 発注者の責めに帰する事由により、発注者が第3条に規定する支払期限までに代金を支払わないときは、発注者は受注者に対して前項の規定を準用して計算した遅延利息を支払わなければならない。ただし、発注者が第3条に規定する支払期限までに支払をしないことが天災地変等やむを得ない事由による場合は、当該事由の継続する期間は同条に規定する約定期間に算入せず、又は遅延利息を支払う日数として計算しない。なお、計算した遅延利息の額が100円未満であるときは、遅延利息を支払うことを要しない。

(権利義務の譲渡)

第5条 受注者は、この契約により生ずる一切の権利若しくは義務を第三者に譲渡し、又はこの契約の履行を第三者に委任することができない。ただし、あらかじめ発注者が承認した場合又は信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合はこの限りでない。

- 2 前項（ただし書を除く。）の規定に関わらず、受注者がこの契約により生ずる権利を第三者に譲渡しようとするときは、受注者は当該第三者に対し、当該譲渡にかかる権利について、前項の規定により譲渡が禁止されている旨を通知しなければならない。

(機密保持手段)

第6条 発注者及び受注者は、本件データベースの提供を受けるためのパスワード又はIPアドレス制御の機密保持手段を協議の上定める事ができる。

- 2 発注者は、前項所定の機密保持手段の発注者における管理責任を負うものとし、使用上の過誤、第三者の不正使用等について受注者は一切責任を負わない。

(保証)

第7条 本件データベースの利用にあたって、提供システム上の欠陥があることが明らかになった場合は、受注者は発注者が当該データベースを円滑に利用できるよう、無償で遅滞なく、提供元に責任をもって復旧させるように努めること。また、発注者の瑕疵によらず当該データベースが利用できない状況が発生した場合についても同様とする。

(禁止事項)

第8条 本件データベースの利用にあたって、発注者による以下の行為を禁止する。以下の行為を行った場合には、前項の修復範囲は適用されない。

- (1) 受注者の指導に反する使用方法をした場合。
- (2) 受注者がデータベースの提供システム上の欠陥を発見し、使用の一時停止を申し入れた後に使用した場合。
- (3) 事前にデータベース提供元の承諾をもとにした書面による受注者の確認を得ないでデータベースの外形を変え又はその内容若しくはその取扱方法を変更して使用した場合。

(第三者損害)

第9条 受注者は、業務遂行にあたり、第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき事由により生じたものについては、発注者が賠償する。

(報告義務)

第10条 受注者は、本契約の履行上、又は完了に影響を及ぼす重要な事情の変更が生じたときは、直ちに発注者に報告し、発注者は受注者と協議する。

(秘密の保持等)

第11条 受注者は、委託業務の実施にあたり、受注者及び受注者の委託を受けた作業責任者及び作業員等を委託業務の実施場所に立ち入らせる場合には、必ず身分証明書を携行させること。

2 受注者は、本契約の履行に際し知り得た発注者の業務上の秘密を第三者に漏らしてはならない。また、この契約の終了後においても同様とする。

(業者調査への協力)

第12条 発注者が、この契約に係る発注者の予算執行の適正を期するため必要があると認めた場合は、発注者は、受注者に対し、受注者における当該契約の処理の状況に関する調査への協力を要請することができる。

2 受注者は、前項の要請があった場合には、特別な理由がない限り要請に応じることとし、この契約の終了後も、終了日の属する公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の会計年度から6会計年度の間は、同様とする。

(発注者の催告によらない解除権)

第13条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。

- (1) 許可、免許、登録、又は各種の資格が必要な業務については、その許可等が取り消し、又は抹消されたとき。
- (2) 債務の全部の履行が不能であるとき。
- (3) 受注者がこの契約の債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (4) 受注者の債務の一部の履行が不能である場合又は受注者がその債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約をした目的を達することができないとき。
- (5) 契約の性質や当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行をしないでその時期を経過したとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、受注者がその債務の履行をせず、発注者が前条の催告をしても契約をした目的を達するのに足りる履行がされる見込みがないことが明らかであるとき。

- (7) 第17条の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。
- (8) 第5条の規定に違反して権利義務を譲渡したとき。
- (9) 警察本部からの通知に基づき、受注者が次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が個人である場合には、その者が、神奈川県暴力団排除条例(平成22年神奈川県条例第75号。以下、本条及び15条において、「条例」という。)第2条第4号に定める暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)と認められたとき、又は、法人等(法人又は団体をいう。)が、条例第2条第5号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。
 - イ 受注者が、条例第23条第1項に違反したと認められたとき。
 - ウ 受注者が、条例第23条第2項に違反したと認められたとき。
 - エ 受注者及び役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。)又は支店若しくは営業所(常時業務の契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。)が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。
- (10) この契約に関して次のいずれかに該当するとき。
 - ア 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対して行う同法第7条第1項又は第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第7条の2第1項の規定による命令)が確定したとき。
 - イ 受注者を構成事業者とする事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が当該事業者団体に対して行う同法第8条の2第1項の規定による命令又は同条第2項において準用する同法第7条第2項の規定による命令(これらの命令がされなかった場合にあつては、同法第8条の3において準用する同法第7条の2第1項の規定による命令(受注者に対してされたものに限る。))が確定したとき。
 - ウ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又は使用人を含む。)に関して刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。
- 2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約の一部を解除することができる。この場合、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその賠償責任を負わない。
 - (1) 債務の一部の履行が不能であるとき。
 - (2) 受注者が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- 3 第1項第9号の規定に基づいて発注者が契約を解除した場合は、受注者は、違約金として契約金額の10分の1に相当する額を発注者が指定する期間内に支払わなければならない。
- 4 受注者は、第1項第10号のいずれかに該当するときは、発注者が契約を解除するか否かを問わずに、賠償金として、契約金額の100分の15に相当する額を発注者の指定する期間内に支払わなければならない。この契約終了後においても同様とする。ただし、発注者が賠償金の支払いを必要と認めない場合は、賠償金の支払いを要しない。なお、発注者に生じた実際の損害額が本項に規定する賠償金の額を超える場合においては、発注者がその超過分につき賠償を請求

することを妨げない。

(賠償金等の徴収)

第14条 受注者がこの契約に基づく賠償金又は違約金（以下「賠償金等」という。）を発注者が指定した期間内に支払わないときは、発注者は、発注者が指定した期間の翌日から起算して、受注者が賠償金等を納付した日までの日数1日につき、賠償金等の額に民法の法定利率の割合で計算した額（以下「遅延利息」という。）を、賠償金等の額に加えて徴収する。

2 契約金が未払いの場合に、発注者は、賠償金等を発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。また、契約金の支払日までに賠償金等に遅延利息が生じているときは、発注者は賠償金等に加えて遅延利息を、発注者が支払うべき代金から控除して徴収する。なお、控除して徴収した額が徴収すべき額に不足しているときは、発注者はその不足額を別途徴収する。

(暴力団等からの不当介入の排除)

第15条 受注者は、契約の履行に当たって、条例第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2 受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3 受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

(発注者の損害賠償請求等)

第16条 受注者がその債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、発注者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、その債務の不履行が契約その他の債務の発生原因及び取引上の社会通念に照らして受注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りではない。

2 前項の規定により損害賠償の請求をすることができる場合において、発注者は、次に掲げるときは、債務の履行に代わる損害賠償の請求をすることができる。

(1) 受注者が債務の履行が不能であるとき。

(2) 受注者がその債務の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(3) 受注者の債務が契約によって生じたものである場合において、その契約が解除され、又は受注者の債務の不履行による契約の解除権が発生したとき。

(受注者の解除権)

第17条 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除できる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。なお、解除により発注者に損害が生じても、受注者はその賠償責任を負わない。

(1) 仕様書等の大幅な変更により、契約の目的を達成することができないとき。

(2)発注者の責に帰すべき事由により受注者が契約を履行することができないとき。

(3)発注者がこの契約に違反したとき。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、受注者の負担とする。

(訴訟の提起)

第19条 この契約に関する訴訟の提起は、発注者の所在地を所管する裁判所に行うものとする。

(協議事項等)

第20条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関して疑義が生じたときは、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学契約事務取扱規程に基づくほか、発注者と受注者が協議して決定する。

この契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、発注者と受注者とが両者記名押印のうえ、各自その1通を所持するものとする。

令和〇年〇月〇日

発注者 神奈川県横須賀市平成町一丁目10番1号
公立大学法人神奈川県立保健福祉大学
理事長 大谷 泰夫

受注者 〇〇県〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇 〇〇